

2019年4月

お客さま各位

塩沢信用組合

「改元に向けた 手形・小切手の取扱いについて」

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年5月1日の新天皇即位にともない、改元の準備が進められておりますが、手形・小切手の改元対応につきまして、以下のとおりご案内いたします。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

Q1. 新元号公表後も「平成」が表記された手形・小切手を使用できますか？

A1.

2019年4月1日に新元号が公表される予定ですが、新元号公表後も改元までの間は「平成」を表記した手形・小切手を使用してください。

【例】2019年4月30日以前の手形で「支払期日」が2019年5月1日以降の日となる場合、「支払期日」は「平成」を表記してください。

振出日：平成31年4月15日

支払期日：平成31年7月31日

Q2. 改元後も「平成」が表記された手形・小切手はそのまま使用できますか？

A2.

2019年5月以降も振出日・支払期日を問わず「平成」表記のままご使用いただけますが、新元号に修正してご使用いただく際には、「平成」に二重線を引き、新元号を記入してご使用ください。なお、訂正印は不要です。

【例】2019年5月16日を記入する場合

〇〇 (←新元号)

平成 1 年 5 月 1 6 日

(新元号) 1 年 5 月 1 6 日

(新元号) 元年 5 月 1 6 日

いずれの表記でも差し支えありません

Q3. 新元号の手形・小切手帳はいつ頃から交付されますか？

A3.

新元号表記の手形・小切手帳をご準備するまで、一定のお時間をいただく予定です。当面の間は、「平成」表記の手形・小切手帳を発行させていただくことになります。

大変申し訳ありませんが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、お手元の「平成」表記の手形・小切手帳も引続き使用可能です。

※詳しくは、お取引店舗窓口にお問い合わせください。

以 上



あなたの身近なパートナー

塩沢信用組合